

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する。

概要

公益社団法人及び公益財団法人の認定制度の創設

1. 公益目的事業を行う一般社団法人及び一般財団法人は、行政庁の認定(公益認定)を受けることが可能。
2. 公益認定を受けた一般社団法人は「公益社団法人」、一般財団法人は「公益財団法人」という名称を使用。
3. 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関し税制上の措置。

公益認定の基準等

1. 公益目的事業について、学術、技芸、慈善その他の公益に関するものとして別表において列挙。
2. 法人の目的及び事業について、公益目的事業を主たる目的とすること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと 等
3. 法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれること
4. 法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体(公益法人等を除く。)の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、収益等の額が一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること、理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること 等
5. 法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること、清算の際に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること 等
6. 欠格事由として、暴力団員等が事業活動を支配している法人であること、滞納処分が終了してから3年を経過しない法人であること、認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること、その役員が暴力団員等である法人であること等を列挙。

公益法人の遵守事項等

以下の事項を遵守事項として規定。

1. 公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関する禁止行為(寄附の強要等)を行わないこと。
2. 公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分すること。
3. このほか、収益事業等ごとの区分経理、報酬等の支給基準の公表等、財産目録の備置き、閲覧及び行政庁への提出等を遵守すること。

公益法人の監督

1. 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、公益目的事業を2以上の都道府県の区域内で行う旨を定款で定める公益法人等については内閣総理大臣が、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が、それぞれ行政庁として監督。
2. 内閣府に、内閣総理大臣の諮問に基づき公益認定等の処分や政省令の改廃について答申を行う有識者からなる合議制の機関(公益認定等委員会)を設置。
3. 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を設置。
4. これらの合議制の機関の判断に基づき、公益法人の認定や、公益法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告・命令、認定取消し等を実施。

施行期日等

一般社団・財団法人法施行の日

(公益認定等委員会の設置等については、公布の日(H18.6.2)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

政府は、施行後適当な時期に、必要と認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する。

1．総則

趣旨、公益目的事業その他の用語の定義、行政庁について定める。このうち、「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

2．公益法人の認定等

(1) 公益法人の認定

認定

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができるものとする。

公益認定の基準

公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

(ア) その法人の目的及び事業について、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、当該法人の関係者等又は営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと、投機的な取引、高利の融資事業等であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものを行わないこと、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること、並びに公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことを定める。

(イ) その法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれることを定める。

(ウ) その法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること、理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること、並びに社団法人にあっては社員の資格の得喪に関して不当な条件を付していないこと、社員の議決権に関して不当に差別的な取扱いや提供した財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと、及び理事会を設置していることを定める。

(I) その法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合には処分の制限等必要な事項を定款で定めていること、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額の額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること、及び清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあることを定める。

欠格事由

暴力団員等が事業活動を支配している法人であること、滞納処分が終了してから3年を経過しない法人であること、認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること、その役員が暴力団員等である法人であること等を欠格事由として定める。

公益認定の申請等

公益認定の申請の際の申請事項、添付書類その他の事項、認定に当たっての行政庁から許認可等行政機関、警察庁長官等への意見聴取、公益認定を受けた公益法人の名称使用制限、変更の認定及び届出を必要とする事項並びにこれらの方法その他この制度の実施に関して必要となる手続的事項等について定める。

(2) 公益法人の事業活動等

公益目的事業の実施等

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関する禁止行為を定める。

公益目的事業財産

公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産その他の公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないことを定める。

公益法人の計算等の特則

収益事業等ごとの区分経理、報酬等の支給基準の公表等、財産目録の備置き、閲覧及び行政庁への提出等並びに会計監査人の権限等について定める。

合併等

合併等を行った際の届出義務、公益法人が合併により消滅する新設合併契約時の地位の承継に係る認可、公益法人の解散の場合の届出等について定める。

(3) 公益法人の監督

報告徴収及び立入検査、勧告及び命令、公益認定の取消し、公益認定取消し等のときに公益目的取得財産残額の額に相当する財産を他の公益法人等に贈与していない場合の国等への贈与並びに許認可等行政機関等による行政庁への意見申出について定める。

3. 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

- (1) 内閣府に有識者7人からなる合議制の公益認定等委員会を置くこととし、その組織、運営、委員会に諮問すべき事項その他の当該委員会に関して必要な事項を定める。
- (2) 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を置くこと等について定める。

4. 雑則等

内閣総理大臣及び都道府県知事による国民への情報提供、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置、内閣総理大臣から委員会に対する権限の委任、都道府県知事への指示等並びに罰則について定める。

5. 施行期日

この法律は、一般社団・財団法人法施行の日から施行すること、公益認定等委員会の設置等については公布の日（平成18年6月2日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等について定める。

6. 検討

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 別表

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの